

令和6年度島根県指定管理鳥獣捕獲等事業に係る効果的捕獲促進事業の仕様書

(1) 事業の名称

令和6年度島根県効果的捕獲促進事業

(2) 事業の目的

本県のニホンジカは、出雲北山山地でのみ集団的に生息していたが、近年、中国山地の県境の市町を中心に目撃情報や捕獲実績が増加してきている。この地域においては、ニホンジカの生息を前提とした農林業が行われていないため、今後の分布拡大により大きな農林業被害の発生が懸念される。一方、対象とする中国山地は広大であり、今後、効果的な密度管理を進めていく必要がある。

効果的な密度管理を進める上では、くくりわなの普及及び奥山地域での積極的な捕獲活動が必要となるが、ツキノワグマの錯誤捕獲が増加することが懸念される。

本事業では、本県のツキノワグマ保護管理及びニホンジカ捕獲従事者の安全管理に影響が出ないように、ニホンジカの捕獲効率を維持しながらもツキノワグマの錯誤捕獲を防止するくくりわなの普及を目的とする。

(3) 事業の実施位置

島根県

(4) 事業の履行期間

事業の履行期間は、契約日から令和6年12月27日とする。

(5) 事業の内容

①県が収集しているクマの錯誤捕獲に関する情報について整理、分析を行い、クマの錯誤捕獲防止につながる手法を検討する。

②クマの錯誤捕獲防止効果の高い足くくりわなの効果検証

- ・クマの錯誤捕獲防止効果が高いと考えられる足くくりわなを選定する。

- ・シカ捕獲者に対する研修の実施

シカ捕獲者に対し、クマの錯誤捕獲防止効果の高い足くくりわなに関する研修を行う。

- ・シカ捕獲者へのヒアリング

選定した足くくりわなによる錯誤捕獲防止効果の検証を行うため、シカ捕獲者へ足くくりわなを貸与し、捕獲状況や使用感について定期ヒアリングを行う。

③クマの錯誤捕獲防止効果の高い足くくりわなの普及啓発用資料の作成

②の結果を踏まえて、クマの錯誤捕獲防止効果の高い足くくりわなの普及啓発用資料を作成する。

1) 研修及び定期ヒアリング実施区域

実施区域は、発注者と協議の上で決定する。

2) 足くくりわなの選定

発注者の協議の上、研修及び定期ヒアリングで使用する足くくりわなを決定する。研修及びヒアリングの実施にあたっては、島根県から貸与された資料を使用すること。

3) 定期ヒアリングに係る協力手当

シカ捕獲者への定期ヒアリングに当たっては、定期ヒアリング協力者に対し1回あたり6,000円の協力手当を支払うこととする。

4) 定期ヒアリング回数

シカ捕獲者への定期ヒアリングは2カ月間程度とし、一人当たり月2回程度実施する。なお、実施にあたってはヒアリング録取を作成して保管する。

5) 成果品

事業で収集した情報等を用いて、足くくりわなを普及する上で必要となる諸条件の整理や期待される効果等の分析を行い、クマの錯誤捕獲防止効果の高い足くくりわなの普及啓発用資料の電子データを作成する。

ア 受託者において、原稿の読み込みや標記の統一を図るための内容の確認を行った後、島根県による内容の確認及び校正を受けること。

イ 受託者は、島根県による原稿内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応するものとする。

ウ 完成した電子データについての所有権並びに著作権法(以下「法」という。)上の一切の権利(法第27条及び法第28条を含む)は、島根県に帰属するものとし、受託者は、当該業務に関係する事項に関して法第17条に規定する著作権者人格権を無期限に行使しないものとする。

エ 前号に掲げる著作権の帰属設定及び著作権者人格権不行使に係る一切の費用は委託料に含まれるものとする。

オ 成果品が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。

(6) 提出書類

1) 報告書 (A4 簡易製本) 1部

ツキノワグマ錯誤捕獲情報整理・分析、研修開催結果、ヒアリング録取含む

2) 報告書電子データ (PDF、Word) 1式

3) クマの錯誤捕獲防止効果の高い足くくりわなの普及啓発用資料の電子データ

ア レイアウトデータ

再編集が可能なレイアウトデータ及びアウトライン化済みデータであること。

イ PDFデータ

ディスプレイ表示及び印刷しても明瞭に判別可能であること。

(8) その他

本仕様書に明記されていない事項、または疑義が生じた場合には、発注者と協議を行う。